

国道 179 号（人形トンネル）外トンネル非常用設備点検・整備業務委託 特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、道路トンネルに設置している非常用施設の老朽化等による異常又は損傷を早期に発見し、良好な状態を保持し、常に必要な機能と信頼性を確保することを目的として実施するものである。

2 適用範囲

本業務は、以下に示すトンネル非常用施設の点検に適用するものとする。

- ・ トンネル非常用施設
（非常電話、押しボタン式通報装置、火災検知器、非常警報装置、消火器、消火栓、避難誘導設備、監視装置）

3 準拠すべき基準・指針

- ・ トンネル換気設備・非常用施設点検・整備標準要領（案）（平成 28 年 3 月 国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）
- ・ 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（令和 2 年 9 月 公益社団法人日本道路協会）
- ・ 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）（平成 28 年 11 月 公益社団法人日本道路協会）
- ・ 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）（令和 3 年 11 月 国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）

4 定義

この仕様書において、調査職員とは契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、総括調査員、主任調査員及び一般調査員を総称している。

5 業務内容

（1）点検計画

① 現地踏査

契約後速やかに作業上必要な資料調査及び現地踏査を行い、工程、作業方法、安全対策等の必要事項を記載した実施計画書を調査職員へ提出すること。

② 関係機関等協議

道路通行規制や道路使用等に係る資料を作成し、関係機関（岡山県側含む）と協議を行うこと。

なお、本業務においては、交通誘導員を見込んでいないが、これにより難い場合は、事前に調査職員と協議を行うものとする。

（2）業務打合せ

発注者と、工程、作業方法、安全対策、点検結果等について打合せを行う。打合せは当初、最終の計 2 回を標準とする。

（3）点検作業

① 点検内容

「トンネル換気設備・非常用施設点検・整備標準要領（案）」に示すチェックシート及び「電気通信施設点検業務共通仕様書（案）」に基づき、トンネル毎の設備の実態を十分に把握した上で、各設備の動作状態、破損状況、腐食状況等の異常の有無を確認する。

② 応急措置

緊急性を要する動作不良等の異常を確認した場合は、速やかに調査職員と協議すること。

(4) 点検調書作成

「トンネル換気設備・非常用施設点検・整備標準要領(案)」及び「電気通信施設点検業務共通仕様書(案)」に示す点検・整備チェックシート、点検・整備総括表、点検・整備記録表を作成し、電子データ(Excel ファイル)を CD-ROM 又は DVD-R で調査職員へ提出する。

その他、必要に応じて点検・整備詳細記録表、故障記録票、設備の改良・更新記録表等を作成する。また、不良箇所が確認された場合、その内容及び概算工事費を調査職員に報告する。

6 関連調査について

- ・ 岡山県が実施するトンネル調査・工事等と関連する可能性があるため、交通規制や現地作業時に十分調整を行うこと。
- ・ 岡山県側と連絡を密にとり情報収集等に努めること。

7 設計照査について

- ・ 業務着手前に現場等事前調査を行い、設計に過不足があれば報告すること。

8 緊急対応について

- ・ 点検時に不具合等があれば、至急調査職員に報告し、協議のうえ対応すること。

9 成果品の提出

- ・ 報告書(点検結果による技術的所見含む)(紙媒体) 1 部
- ・ 電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 3 部

また電子媒体は、「トンネル点検調書(Excel 形式)」及び「点検写真(JPG 形式)」を含み、別途定める「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」に従い、成果物を作成、納品することとし、これによらない場合は、調査職員と協議すること。

10 点検の結果、必要となる小修繕、緊急修繕について

- ・ 点検の結果、必要となる小修繕等が生じた場合には、別途協議の上、修繕を指示する場合があるので、点検結果を調査職員に報告し、協議すること。